

あきる野市教育委員会 10月定例会会議録

- 1 開催日 平成26年10月28日(火)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後3時40分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第1 委員長の選挙について
 - 日程第2 委員長職務代理者の指定について
 - 日程第3 議案第28号 教育財産の取得に関する市長への申出について
 - 日程第4 議案第29号 あきる野市体育施設に係る指定管理者の選定について
 - 日程第5 議案第30号 あきる野市いじめ防止基本方針(素案)について
 - 日程第6 協議事項(1) 教育長課題提起「子供の安全管理について」
 - 日程第7 教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-------|
| 委員長 | 山城清邦 |
| 委員長職務代理者 | 田野倉美保 |
| 委員 | 丹治充 |
| 委員 | 宮田正彦 |
| 教育長 | 宮林徹 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|----------|------|
| 教育部長 | 森田勝 |
| 指導担当部長 | 肝付俊朗 |
| 生涯学習担当部長 | 山田雄三 |
| 教育総務課長 | 小林賢司 |
| 指導担当課長 | 西山豪一 |

学 校 給 食 課 長	木 下 義 彦
生涯学習スポーツ課長	関 谷 学
スポーツ・公民館担当課長	岡 野 要 一
図 書 館 長	松 島 満
指 導 主 事	梶 井 ひとみ
指 導 主 事	瀧 澤 久 雄

9 事務局欠席者	教育施設担当課長	丸 山 誠 司
----------	----------	---------

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ただいまから、あきる野市教育委員会 10 月定例会を開催いたします。本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。事務局は、丸山教育施設担当課長が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、丹治委員と宮田委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1、委員長の選挙についてです。

本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長職務代理者（田野倉美保君）

それでは、非公開で会議を進めます。

傍聴人の方は退席をお願いいたします。

《傍聴人退席》

= 非公開 =

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ご異議がないようですので、委員長選挙につきましては、山城委員を当選者とすることに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました山城委員長にご挨拶をお願いしたいと思います。

委員長（山城清邦君）

ただいま当選者としてと決定されたということでございます。教育委員として、それからこの 1 年間委員長としてやってまいりまして、いろんな点に関しましてじくじたるものを抱えながらの年月でございました。来年から新しい委員会制度が始まりますし、自分の足元を振り返りますと、その重さにちょっとうろたえるようなこともございました。就任するからには自分の能力を精いっぱい発揮させていただいて、なおかつ勉強しつつ、そして何よりも委員の皆様、また事務局の皆様のお力添えをいただきながら、任期を全うできるよう努めてまいりたいと思っているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

続きまして、日程第 2、委員長職務代理者の指定についてでございます。

本件も人事案件ですので、引き続き非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

それでは、非公開で会議を進めます。

＝非公開＝

委員長（山城清邦君）

よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、委員長職務代理者の指定につきましては、田野倉委員を当選者とすることに決定いたしました。

それでは、ご挨拶をお願いいたします。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ただいま委員長職務代理者ということで拝命いたしました田野倉美保です。1年間山城委員のもとで、お支えするとまではいかなかったと思いますが、できるだけ務めてまいりました。もう1年山城委員が委員長として職務を全うされるということですので、本当に微力ながら、できるだけお力になりたいと思っています。事務局の方、教育委員の方々のお力添えいただきながら頑張りたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございます。

それでは、日程第3に移ります。

傍聴人の入室を許可します。

《傍聴人入室》

委員長（山城清邦君）

それでは、日程第3 議案第28号教育財産の取得に関する市長への申出について、提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第28号教育財産の取得に関する市長への申出についての議案を提出いたします。

説明は生涯学習担当部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由についてご説明いたします。五日市図書館来客者用駐車場用地として、使用許可を受けている土地について、取得の申出をしたいので、委員会の承認を求めらるものでございます。

1、所在地、あきる野市五日市字大ヶ谷戸393番2。地目、宅地。地積、288.78平方メートル。4、所有者、あきる野市長、臼井孝。

恐れ入ります、次のページを見ていただきますと、今ご説明した、いわゆる当該土地につきましては、図書館の西側、五日市中学校の校庭の南側に位置するところでございます。これにつきましては、補足説明があります。以前は五日市漁協の建物がありましたが、23年度に取り壊しがございました。それ以後、図面でお示したような形で五日市図書館

の駐車場として活用をさせていただいてきたところでございます。このほど正式に、今までは普通財産になっておりましたので、図書館用地としての行政財産に変更をいたしたく、まず教育委員会に上程をさせていただきました。

五日市図書館につきましては、漁協があった当時から利用者が戸倉、小宮の方々にも使っていていただき、広範囲な利用者地域であるため、図書館に車で来る方が多くなっております。正式な図書館の駐車場につきましては、五日市図書館の北側に細長い駐車場用地があるんですが、3台しかとめられないということで、漁協があるときから図書館の利用者もとめさせていただいていたという経過もございます。このほど更地になったこともありまして、教育財産として正式に図書館の駐車場として活用したいということでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それでは、質問ありましたら、どうぞ。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

大変結構なことだと思います。車の利用時間が多い時間帯の道路状況はいかがでしょうか。2点目は、障害のある方も利用しやすいように特設駐車場をつくっていただけるかどうか。これは、要望としても出したいと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

松島館長。

図書館長（松島 満君）

利用時間につきましては、図書館の10時の開館時間前に、既に何台か駐車してあって開館を待っている方がいらっしゃいます。夕方から夜になると大分減ってきますが、午前中からお昼過ぎまでは満車になる状況も多々ございます。あとは、夕方図書館を利用している子供のお迎えに来てということで利用される方もいらっしゃる状況です。

障がい者用の駐車場につきましては、今特にスペースを特定しておりません。北側駐車場の建物に隣接する部分に設置ができれば、スロープがあって、入り口のほうにも道をわたらずご案内しやすいと考えてございます。北側の駐車場、狭くて入れにくいという部分でございますので、今回こちらが正式に駐車場としてお使いいただける形になりましたら、今後そういった調整をしていきたいと考えております。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。ほかにご質問ございますか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

説明で十分に理解ができなかったんですが、この土地は、既に10台分の車を入れる駐車スペースとして区画が済んでいるということなんでしょうか。

委員長（山城清邦君）

松島館長。

図書館長（松島 満君）

ロープを下に埋めまして、駐車場として区切りをさせていただきます。

委員長（山城清邦君）

宮田委員何かありましたらどうぞ。

委員（宮田正彦）

五日市図書館の北側に五日市小学校があるので、ちょうど通学路でもあって児童が登下校でよく通ります。駐車場の左側部分が、ちょうど斜めになっている土地で、小学生がよく遊んでいるんですね。駐車場の出入りと小学生の出入りしていることが重なるので、その辺を注意していただければなと思っています。

以上です。

委員長（山城清邦君）

松島館長。

図書館長（松島 満君）

五日市図書館の北側駐車場につきましても、消火栓があつたりして、入り口の幅がちょっと狭くて、見通しが悪い状況があります。ミラーの設置などで対応したいと思っています。

委員長（山城清邦君）

私のほうから二つ、よろしいですか。

今、駐車場が満車になってしまった場合、車はどうしているのでしょうか。もう一つは、本日決定をした場合、市長部局へ申し入れをするわけですね。その後の手続きについて、教えていただきと思います。

松島館長。

図書館長（松島 満君）

今満車になってしまいますと、実際図書館用地の中ではおさまらない状況です。ただ、学校側、五日市小学校の前の方にスペースがございます。前々から五日市図書館の臨時の駐車スペースとなっていたこともありますので、そちらにとめていただく方も中にはおります。

今後の手続きですが、市長部局のほうに申請をしまして、許可がおりて行政財産として認定されるという手続きになるかと思っています。

委員長（山城清邦君）

議会の手続きはいらないのでしょうか。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

もともと市長部局の行政財産になっていますので、教育財産へ変更するという手続きのみで、議会の手続きは必要ございません。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、議案第28号教育財産の取得に関する市長への申出については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第28号教育財産の取得に関する市長への申出については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第29号あきる野市体育施設に係る指定管理者の選定についてを上程いたします。

それでは、説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第29号あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者の選定についての議案を提出いたします。

説明は生涯学習担当部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、まず提案理由でございます。平成26年9月24日付けで、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問したあきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者について、平成26年10月3日付けで同委員会から答申がありましたので、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定に基づきまして、下記のとおり指定管理者の候補者の選定をしたいので、委員会の承認を求めます。

まず、1、指定管理を行う施設の名称につきましては、市民プール、草花にあるプールの名称でございます。2、指定管理者の候補者として選定する事業者名、シンコースポーツ・アズビル共同事業体でございます。代表団体としては、東京都台東区台東1丁目27番1号、シンコースポーツ株式会社、代表者が石崎克己さんです。構成団体としては、東京都千代田区丸の内2丁目7番3号、アズビル株式会社、代表者が曾禰寛純さんです。

恐れ入ります、次のページをお開きください。先月の定例会で、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問をするということで上程をさせていただきました。ご承認をいただいたので、あきる野市指定管理者選定委員会に諮問をいたしまして、10月3日に審議がございました。その結果、答申がありましたので今回資料としてお渡ししております。

あきる野市体育施設に係る指定管理者の候補者について（答申）ということで、平成26年9月24日付あ教生発第1007号により諮問があったこのことについて、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり答申がございました。

1、施設の名称、市民プール。2、指定管理者の候補者として選定する団体の名称等、先ほど読み上げましたので、一部省略しますが、シンコースポーツ・アズビル共同事業体

でございます。3、審査結果、別紙のとおりということです。後ほどご説明しますが、上記団体を指定管理者の候補者に選定することについては、異議がないという答申をいただきました。

次のページを開いていただきまして、指定管理者選定委員会における審査結果ということで、12項目について評価をしていただきました。評価欄を見ていただきますと、まず悪いという評価は一つもございません。良いが合計で67ポイント、普通が17ポイントということで、大変よい評価をいただいております。

一番下の米印のところですが、評価基準による審査結果を基に審議した結果、審査対象団体において、本施設の設置目的を効果的に達成することができるかと認められるため、本施設の指定管理者の候補者とするということで、選定委員会から評価をいただいております。この結果をもちまして、本日の定例会でご承認いただいた後は、12月の第4回市議会定例会の案件として、指定管理者の承認の議案を上程させていただきます。そこで、ご承認をいただいた後は、来年の4月1日に新たな指定管理をしていただくための諸準備を進めるということになります。

説明としては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。ご質問ありましたら、どうぞ。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

以前にも説明があったかもしれませんが、また教えていただけたらと思います。施設使用料は市の収入になるのでしょうか、それとも指定管理者の収入になるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

使用料は全て指定管理者の収入となります。ですので、なるべく多くの利用者に来ていただけるよう、いろいろ努力する形になっております。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

市民プールについては、比較的収益性が高いと理解していいのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

比較的高いほうだと思います。いろいろ努力もしているとも聞いております。

今後の取り組みとしては、営業時間の拡大など、いろいろな提案をいただいております。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

もう一点教えていただきたいのですが、利用者からも比較的評判がいいですね。指定

管理者のほうでは、利用者対象の利用アンケート等を実施しているのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

アンケートにつきましては、年に一度利用者を対象に実施しております。80%以上の方が満足をしているというような回答を得ております。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ありますでしょうか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今指定管理者選定委員会における審査結果のところ、良い、普通、悪いという評価欄がありました。丹治委員のご質問にもあったように、収支見込みの項目の評価が、ほかに比べると、良いが3で普通が4と低く感じますが、事務局としてはどのように考えられているのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

収支見込みにつきましては、実は25年度が24年度に比べて右肩上がりじゃなくなりました。実は理由がありまして、昨年についてはプールの命とも言われる水の温度を一定に保つヒートポンプの大がかりな取りかえをしたんです。そういった工事が長引いたことと、国体のソフトボール会場になった関係で、大会開催期間中、お休みをしていただいたということがありました。前年よりも休館する日が多かったと。さらにもう少し言いますと、24年度については羽村市のプールが約1ヶ月間休館をしていた関係もありまして、24年度の利用が大分伸びたということもありました。25年度は、反対にそういう休館せざるを得ない日が多かったということがあって、収支については、ほかに比べますと不足があるように、審査員の皆様は感じられたのかなという私どもの印象であります。

私どもは、利用者とか、事業数とか、障がい者の方のための講習会をやっていただいていますし、従前の直営のときよりも非常に充実はしてきていると認識しているところです。今後モニタリング等を私どもしまして、しっかりチェックはしていきたいと思っております。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

では、私のほうから。この評価の良い、普通、悪いという欄に数字が入っていますが、この数字の出し方を教えていただきたいのですが。

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

1から12まで項目があります。この項目に基づきまして、良い、普通、悪いという欄に10点満点で評価する形になっています。それで、良いが67点、普通が17点となっております。ちなみにファインプラザのときは、良いが52点、普通が22点ということだったので、市民プールのほうが評価的には少し高いかなという状況です。

委員長（山城清邦君）

選定委員は7人いらっしゃるんですか。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

はい。7人が1点ずつ採点していただいております。

委員長（山城清邦君）

その際には、そのモニタリングの調査結果や収支報告書など、そういった資料全部ご覧になりながら、この評価に従って採点するということになるわけですね。わかりました。

ほかにご質問ありますか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

質問等ないようですので、質疑を終了いたします。

議案第29号あきる野市体育施設に係る指定管理者の選定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第29号あきる野市体育施設に係る指定管理者の選定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第30号あきる野市いじめ防止基本方針（素案）についてを上程いたします。

それでは、説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第30号あきる野市いじめ防止基本方針(素案)についての議案を提出いたします。

指導担当部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

まず、提案理由でございます。いじめ防止対策推進法の第12条に基づきまして、別紙のあきる野市いじめ防止基本方針（素案）を策定しましたので、委員会の承認を求めますのでございます。

この第12条には、地方公共団体は地域の実情に応じ、いじめ防止のための基本方針を定めるよう努めるものとするものとございます。それに従って策定するものでございます。策定に向けまして、4月から8月まで月に1回程度、教育総務課、指導室、それから市長

部局の企画政策課と協議を行ってまいりました。その結果、基本方針、条例については、教育委員会の所管事務として事務を進めていくことになりました。そのため、基本方針を素案として提出するものでございます。

なお、本日の定例教育委員会で素案の決定をいただきましたら、11月の定例教育委員会で案の決定、12月のパブリックコメントを経て、2月25日の第1回市議会定例議会に上程をさせていただきます。この定例議会にて条例化を決定いただいた後、その条例に基づいてこちらのいじめ防止基本方針を3月の定例教育委員会で決定させていただきます。今後の予定としては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

なお、素案の詳しい内容につきましては、西山指導担当課長より説明させていただきます。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

それでは、ご説明させていただきます。まず早速で申し訳ございません。修正をさせていただきます。今部長のほうからご説明させていただきました3月の定例教育委員会でこれを承認、決定という形になりますので、表紙に平成27年4月とありますが3月に修正をさせていただければと思います。3月に決定し、4月1日からこれに基づいて施行となります。

それでは、ご説明させていただきます。なお、全部を説明させていただきますと、時間がかかってしまいますので、ポイントとなる部分を中心にご説明していきたいと思っております。

あきる野市では、これまでもいじめ撲滅三原則の徹底を図り、各学校取り組んでまいりました。このたび法が定められたことで、このような基本方針を策定し、より自校的に取り組んでいくという形になっております。目次をご覧ください。大きく4つの項目に分かれております。いじめ防止の基本的な考え方、学校における取組、市における取組、重大事態への対処と大きく4つで構成されております。

3ページをご覧ください。いじめ防止の基本的な考え方としまして、そこに1番から4番まで書かせていただいております。特に3番、いじめに関しましては、どの子にも、どの学校でも起こり得るものであるということで、起こったことが悪いのではなく、まず起こさないようにすること、起こった場合にはどういう対応をしていくかということを決めているものでございます。

いじめ問題の基本的な考え方といたしましては、4ページにございます。まず本市が今取り組んでおります、いじめ撲滅三原則の徹底ということを引き続きさらに充実していくということになります。そしてもう一つが、全ての教育活動に特別支援教育の考え方を下にすることがありますので、特別支援教育を推進していくというのも、このいじめ防止の対策としては有効だと考えております。それ以外につきましては、教員の指導力向上や保護者等との連携となります。

5ページから先には、まず学校における取組という形で書かせていただいております。大きく4つ、3番のところですが、未然防止、早期発見、早期対応、重態事態への

対処という形で示させていただいております。

6 ページの最後からは市における取組という形で書かせていただいております。こちらは今部長のほうからもご説明させていただきましたように、条例が制定した後にこちらが決定するという形になりますので、条例が制定した場合、そこに条例第何条と記載されることとなります。

今の6 ページから7 ページにかけては、それぞれ市における取組の中で連絡協議会、これはあきる野市教育委員会が中心となって行います。このいじめ対策について、総合的にいろんな方々のご意見などをいただきながら、未然防止、早期発見、早期対応に努めていく。そのための一番大もとになる会がこちらの会でございます。

その次にあります、いじめ問題調査委員会につきましては、重大事態が発生した場合に設置する委員会となっております。

それ以外のところでございますけれども、3、いじめ防止等に関する具体的な取組として、あきる野市独自のものを幾つか入れさせていただいております。例えば4番、いじめについて考える日を設定し、各学校で月に1回このような取り組みをしております。それから、6番につきましても、対象学年を絞って、子供たちの実態把握に努めているところです。7番につきましても、今年度も実施しましたが、「いじめをなくそう」子ども会議の実施、今後も引き続き取り組んでいきたいと考えております。そして、特別支援教育の推進につきましても、各学校でユニバーサルデザインによる学習環境を整備するという形で進めていきたいと思っております。

最後大きな4番、重大事態への対処ということで、書かせていただいております。重大事態の意味につきましては、法第28条第1項において定められております。それに関連しまして、市教育委員会、または学校による調査を行い、最終的に市長が必要と判断した場合には、最後の3番になりますが、市長による再調査となっており、一連の流れがこちらからも取り入れられる形で作成しております。

どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それでは、ご質問ありましたらどうぞ。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

何点かあるんですが、まず5ページの学校における取組というところで、学校いじめ対策委員会の設置とあります。内容について書いてありますが、この学校いじめ対策委員会の活用について、今後考えていかれるということなんでしょうか。また、同じ5ページの下から4行目のところに、生命尊重や人権尊重を重視した20の生活指導チェックリストの活用とありますが、このことについてもう少し詳しく教えていただきたいと思っております。ひとまず、その2点をお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

それでは、まず1つ目のご質問ですけれども、学校いじめ対策委員会は、既に設置されている学校、今年度に関しては、既存のものをそれに充てるという形で対応している学校などがございます。取り組みといたしましては、そこに書かれておりますように、いじめが起きてから対応するというものではなく、まずはいじめを未然に防ぐという観点から、どういう取り組みをしていけばよいかということを考えていく会になります。さらには、いじめを早期に発見するためにはどういう取り組みをしていけばよいのかというのをそれぞれの学校ごとに実態に応じて考えていく。その母体となるのが、学校いじめ対策委員会になります。

質問の2つ目にありました、生命尊重や人権尊重を重視した20の生活指導チェックリストにつきましては、こちらにお示ししておりませんが、それぞれ項目に分かれておりまして、子供の様子を教員のほうで確認しながらチェックをしていきます。例えば、目を伏せている子供がいないかなど、日ごろの子供たちの様子、おかしなところがないかなどを確認していくためのチェックリストになります。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

まず、生活指導チェックリストには、各担任が自分でちょっと様子がおかしいなと思った子供について、チェックリストに基づいて確認をした後、例えば学年や、校長先生に上げる形をとるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

1人の子供に対してということも当然あると思います。例えば、学級担任が自分のクラスを見たときに、そういう子がいないかなど、自分自身が相手を傷つけるような言葉を使っていないとか、さまざまな項目を担当のほうでチェックをします。その中で、あの子のことが気になるなということがあった場合には、今お話いただきましたように、例えば学年主任に話をし、そこから学校いじめ対策委員会のほうに話が行って、その子についてもう少し詳しく調べていこうとか、様子を見ていこうという対応を考えていったりするようになります。それぞれの担任一人一人に任せてということも当然ありますが、お互いに共通の視点で子供たちをしっかりと見ていって、そして自分たちの行動をしっかりと見直していきましようというためのチェックリストというふうにご理解いただければと思います。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

例えば、月に1回チェックリストを全員分作成して提出をするということなんですか。

指導担当課長（西山豪一君）

そういうことになります。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

あともう一つ、学校いじめ対策委員会は、学校によって既に設置しているところや、これから形をつくっていくところがあるということでした。未然に防ぐために、定期的な会議を開く形が望ましいというふうに教育委員会のほうから学校側をお願いしていったんでしょうか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今、田野倉委員からお話がありましたように、この会につきましては、何か起こってから開催するというものではございません。やはり定期的に会を開いて情報交換をしたり、今後の対応を確認したり、それから特に1年間を振り返って、今年度の取り組みはどうだったかというようなところも検討していく会議でありますので、当然定期的開催することが望ましいと考えております。

委員長（山城清邦君）

指導担当部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

補足させていただきます。既存の生活指導部会の中で、生活指導主任が中心になって、校内の分掌として組織されているものにスクールカウンセラーなどを加えて、新たな組織として、あるいは組織の人間を拡大して、いじめについて特化しながら、子供たちの様子を発見するというをいじめ対策委員会として充てているという学校もございます。いずれにしても、生活指導部会では、これまでもいじめのことや子供たちの日ごろの生活の様子については、逐一、週に1回、そういった会合などが開かれて、把握している現状でございます。それを拡大するような形で、いじめについて焦点を当てるものをいじめ対策委員会に充てていくというのが現状です。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

いじめ防止の基本方針としてよく理解できますが、具体的に学校の中でどういう形で取り扱っていくのでしょうか。いじめについては、減っていないのが現状かと思えます。今回、条例を制定するわけですから、ぜひ教育課程の中でも特別活動の時間実施の際には、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、チェックをしながらやっていただきたいと思えます。そうしていかないと、いじめについては一向になくならないだろうなという気がいたします。そういった意味で、内容的にも私は何ら問題ないと思えます。ぜひ効率が上がるような取り組みのほうもあわせてお願いしたいと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

校長としての現場を踏まえたご意見ですね。

教育長（宮林 徹君）

現場で実際にいじめが起こったときに、どういうふうに指導していじめをなくしていくかというのは、本当に重要な課題なので、気を緩めることなくやっています。例えば校長会がある度に、私が話をする場が必ず最初にあるんですが、毎回のように、いじめ撲滅への取り組みを、気を緩めないでやってくれと言っています。1年中それを言っていけないと、ゼロになるということはなかなかない。一方で、いじめ不登校ゼロへの挑戦をやっているわけですから、少なくともいじめられることが原因で不登校の子供はゼロにできるはずだと。

不登校の理由は、いろんな子供がいますから、ゼロにするのは本当に難しいけれども、少なくともいじめが原因で不登校になっている子供は、これは確実にゼロにできるはずだということで取り組んでいます。いじめというのは本当に本能から起こるんです。だから、本能で動いちゃいけないという指導をしなきゃいけません。そのためにいじめ撲滅三原則を徹底的にやって、いじめる人を許さないという姿勢を強くして全学校の先生方が共通理解をして取り組んでいかないと、いじめる側の理屈もあつたりするので、それでもだめなんだということを本当に徹底してやっていけないとだめなんです。これは、やれば成果が出ると私は思っています。私自身もそういうふうにして現役の頃やってきました。いじめているやつはどんなことがあつたって、親も含めて許さないからということで、何回も何回も話をしました。どれくらい強く迫っていけるか、そこが問題なんです。

いじめ撲滅三原則をもとにしながら各学校でいじめを撲滅していこうとしています。その取り組みについては、教育委員会が全面的にバックアップするので、校長が一人にはなりません。教育委員会がついているので、もう一息しっかりやれというような、そんな気持ちがあつて、校長先生に来ていただいているいろいろ話をしたり、指導主事が行って指導したりしています。

委員長（山城清邦君）

いじめにも、いろんなタイプがありますものね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

もちろん生徒児童がいじめは絶対に悪いことだから、しちゃいけないと自覚するのが一番だと思います。先日、増戸中学校の道徳教育の地区公開講座に出させていただいたときに、多摩教育事務所の指導主事の方が、いじめは悪いことだと思うという生徒は80%いる一方、からかうのがおもしろいというのが、やっぱり60%いるそうです。20%、規範意識が下がってしまう。いじめは悪いことだと思う生徒が100%だと一番いいとは思いますが、どういうふうに道徳心とか、本当にやっちゃいけないということをわからせていくのが難しいですよ。もちろん現場で一生懸命やっついていらっしゃる先生方もいらっしゃると思いますが、例えば教育委員会から指導主事の方が行ったりとかしても、現場にいる先生方がどのくらい危機意識を持って事に当たっているのかということに、疑問を感じる部分もあるんです。その辺、今のこの素案でいう、いじめ防止に向けた教員の指導力の向上という、ここのところをもう少し厳しくやっていただけるとありがたいかなと思います。

委員長（山城清邦君）

宮田委員、いかがですか。

委員（宮田正彦）

学校の先生方も教育委員会も大変力を入れてやってくださっていると思います。小さい子供を持つ親として感じるのは、もし何かあったときにどこへ相談したらいいかというのが難しいということです。例えば、世間体を考えたり、それから仕返しがあるんじゃないかと考えたり、いろんなことを考えてしまって、結局二の足を踏んでしまうんです。そうすると、やはり時間が経ってしまって、初期対応が遅れてしまう。保護者に対して、教育相談所やせせらぎ教室など、連携する部署があるわけですから、その内容をもう少し周知していただくと、保護者とするに相談しやすいかなと思います。

それから、私常々思っていることがあるんです。ある学校へ行った際に、生徒会の掲示物で、学校の判が押してあったものの中に、乱雑な言葉があったんです。そのことを娘に聞いてみたら、「そんなの誰も見ていないよ」と話していました。生徒は不自然に思わなくても、保護者が見たときに、まずいなというような言葉が書いてあったんです。娘に言わせると、やはり先生もちょっと乱雑な言葉を使っているそうで、子供たちが大人が使っているんだからいいんじゃないという論理になってしまうので、やはりその先生の言葉遣いというものをもう少し見直していただかないと示しが見つからないかと。親が子供に、こういうことをしちゃいけないよという言い方がなかなかできにくい、そういう時代になってしまっているのかなと思っています。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ニュースによりますと、財務省と文科省の予算のやりとりの中で、いじめの問題が取り上げられているようですね。文科省のほうは、教員側の気づきをしっかり指導してきたからいじめの認知件数が上がっているんだということを説明したということでした。私の感想として、現場にいて、生徒との毎日を過ごしていると、子供たちが近いがゆえに気が付かないこともあるのかななんて今のお話を聞いて感じました。チェックリストをつけることによって、現場の先生方の気づきを助けるツールの一つとして考えられたと思いますので、どんどん工夫して、改善していくのではないかと思います。それからいじめをする悪い人がいて、される人がいるという図式になりがちですが、その中にも難しい関係があるんじゃないかという気も、推測ですがいたします。本当に月並みな表現ですが、難しい話だなと思います。しかしこうして新しい方策が具体化されますので、あなたのやっていることはいじめなんだよということを気づかない子供たちに気づかせられるよう、なおかつ先生方も早く気づいて、指導していくということが現場で行われて初めていい方向に進んでいくのではないかなという気が私はしております。どんどん具体化されて進んでいって、学校現場の日々の子供たちの先生との間の生活がよりよいものになっていくといいなと思っております。

ほかに何かご意見ございますか。

教育長、よろしいですか。

教育長（宮林 徹君）

全国的ないろんな調査の資料を見ると、いじめや自殺は減っていないんです。今も増えているんです。あきる野で見ると、比較的落ち着いているように見えるけど、そうじゃな

くて全国的には相変わらずいじめの件数や、いじめられて自殺をしている子供というのは増えているんです。例えば、自分のクラスの子供がいじめられて自殺してしまったというクラスの担任の先生は、普段どうだったのかと聞かれますよね。目の前にいる子供のいじめ問題については、教師としては誰よりも神経を使って見ていなくてなりません。

するを許さずというのは、人の足を踏みつけていたら、踏むなということだから、それは誰も文句言わないでしょう。人の足踏まないでと、そのまま踏まれている人はいないんだから、足を外しなさいって言うんです。そういうことを自信持ってやったらいいと思うんです。それは不一致がないはずです。踏んでいるんだから、踏むなって言えばいいんです。それが、踏んでいる人がそこへ足出した人が悪いんだなどという話では解決できないから、私はこの三原則を自信持ってやってもらいたいと思います。

これは教師がするんです。だから、今言ったように、宮田委員が言ったように、どこかへ駆け込んで行って相談してもらおう場所があるといいなって、それはそうです。それはそうだけでも、その前に先生が駆け込んでいく場所じゃなきゃいけないので、あの先生に言ったってしょうがないと言われては困るので、徹底して教師の指導をするということです。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それでは、質問がこれ以上ないので、議案第30号あきる野市いじめ防止基本方針（素案）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

議案第30号あきる野市いじめ防止基本方針（素案）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6、協議事項（1）、教育長課題提起「子供の安全管理について」を上程いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

それでは、教育長が時の議題についての提案をしながら、教育委員会でしばらくの間お話をいただきたいと思います。実は最近、心配だなと思うことがございましたので、既にご案内を事前にさせていただいておりますけれども、子供たちの安全管理について提案をさせていただきます。

具体的には、今それぞれの地域の中で子供を狙う不審者が出没して、様々な被害を与えたりしていることがあります。ハンカチで口をふさがれちゃったとか、あるいは学校の帰りに、先ほど防犯カメラをつける話もありましたが、多西地区に久保坂という少し暗いところがあります。そこなんかでも子供が帰るときに、後ろから抱きつかれて、大きい声出して、近くの民家に逃げて行って助かったなんていう報告もあります。あめあげるなんて

いう話も相変わらずありますよね。特に放課後や夜などに危険にさらされることが多いと思いますが、実は、意外と盲点なのが学校の始まる前の時間帯に1人にいることが多いことに気づいたんです。始業前の登校についての安全はどの様に確保されているのかと。それぞれの家庭の事情もあるでしょうし、子供の希望もあるのかもしれませんが、すごく早い時間に学校へ行ってしまう子供がいて、その子供が学校で、学校が始まるまでの間に何をしているのかというと、教師の勤務時間前ですから、管理されていないんです。だから、何が起ってもわからない朝の時間というのがあるわけで、その点を私たちも考えておいたほうがいいんじゃないかと。放課後子供教室とか、学童クラブとか、放課後の話は幾らでもするけど、始業前の子供にも結構危険があるという、それを私たちもちょっと考えておいたほうがいいんじゃないかなということを感じましたので、教育委員の方ともお話をしたいなということで久々に提案をさせていただきました。

各学校に朝早くから来ている子供がどのくらいいて、学校として何時よりも前に登校しちゃいけないという決まりがあるんだったら、それも全部示してくれという話をしましたが、随分まちまちでした。これを見て驚いたのは、8時10分までは昇降口の門をあげないという学校がありました。7時に来ちゃった子もいると思うんだよね。その間、雨が降ろうが風が吹こうが、グラウンドで遊んでいるんだらうね。共働きの親は、子供を車に乗せて門のところで降ろして、自分たちは勤めに行っちゃうんだらうね。子供は、グラウンドで昇降口が開くまで遊んでいるわけだ。その間誰かが見ているのかといたら、誰も見えていないよね。とすると、この間に誰かに連れて行かれちゃったらわからないと思います。帰ってくるのが遅いのは気にするけども、朝送って行ったんだからいるものと思って、夕方まで居ないことがわからない。そんなことを心配したときに、どうするのがいいのかと思いました。だからといって、先生が誰か1人朝早くからついていればいいということにはならないでしょうし、警備員を予算化して配置して、玄関を開けてあげて、中へ入っていいよと仮に言ったとしても、どこの教室に誰がいるかわからない。1人の警備員だけでは見られないとか、何かどっちみち難しい話なので、ちょっとこれは皆様にお話をお聞きしながら、考え始めようという提案です。よろしくお願いします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長、対策をとっている自治体はあるんでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

今ご説明にありましたように、教員には勤務時間の規程がありますので、時間を繰り上げて対応するというのはなかなか難しい問題があると思います。そうなると、委託なり、外部機関にお願いする形になるかと思います。申し訳ありませんが、具体的には把握してございません。

委員長（山城清邦君）

この間、何があっても全然わからないですものね。

教育長（宮林 徹君）

わからない。このことを考えようなんて言い出したのは初めてです。ほかはやってない。

だけど、朝早く学校の周りを通ってみると、そういう姿があるんですよね。

委員長（山城清邦君）

保育園が7時からですから、年長さんから1年生になると、もうその流れで登校しちゃうのかもしれないね。兄弟がいれば尚更一緒に。

指導担当部長（肝付俊朗君）

ただ、趣旨は違いますが、機械警備ではなく、人で警備をしている場合には、朝早く来て校門あけたりする、いわゆる警備員がいる区市町村はあります。

教育長（宮林 徹君）

それはあるよね。

委員長（山城清邦君）

市内は全校機械警備ですよ。職員通用口の鍵を開けるのは、どなたなんですか。

教育長（宮林 徹君）

警備員がやっているんです。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

先ほどお話にあった教員の勤務開始時間が8時からというのは決まっているんですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

学校によって多少違いますけども、大体そうになっています。

規程では勤務時間は8時15分からとなっています。

委員（丹治 充君）

教職員の勤務時間は1日8時間、週40時間と決まっているんじゃないですか。その範囲内だったら時間的にずれても構わないと。例えば8時15分からでもいいし、8時半からでもいい。1日の勤務時間は定めればいいんですよ。

教育長（宮林 徹君）

子供の生活時程に併せて当然決めるわけだから、教員が9時から来て、子供だけ8時からというわけにはいかないよね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

それぞれだとは思いますが、勤務開始時間が例えば8時だったら先生方は何時頃いらっしゃるのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

勤務開始時間ぎりぎりに来られる方もゼロではないです。ただ、準備もありますし大概早目早目にはいらっしゃいます。余裕を持って勤務につく方は多いですが、あくまでも勤務時間前のことになりますので。

委員長（山城清邦君）

対応するには、時間をずらした勤務をするか、あるいは第三者に委託するかしか方法は実際ないでしょうね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

教員で対応するというのであれば。

教育長（宮林 徹君）

例えば、教員が当番制で、8時とか7時半に出勤して、退勤をその分早くするとか、私が校長だったら校長の裁量でそうできると思うんだ。だけど、それはそれで難しいよね。そうしてほしいと言ったときに、わかりましたと全ての教員がはいって言うかどうかとい

うのは別問題だけど。警備員さんに早くから来て子供に付き添っていてくれと依頼したときに、子供がいる場所を図書室だけにするとかしないと、管理しきれないでしょう、警備員さん1人じゃ。

委員長（山城清邦君）

雨なんか降っていたら、子供たちをどこかの部屋に入れざるを得ないですよ。

教育長（宮林 徹君）

そうですね。入れてあげなきゃいけないよね。

委員長（山城清邦君）

特定の部屋に留め置くことしか実際はできないでしょうね。例えば7時から教員を勤務させると、3時か4時には退勤させなきゃいけないですよ。それが実際できるのかという話もおそらく現場から出てくるでしょう。

委員（丹治 充君）

教育長のほうから提案がありましたが、今実際に子供たちが早い時間に登校しているので、開門時間を少なくとも1時間あるいは30分繰り上げるということであればできますよね。

教育長（宮林 徹君）

できると思う。

委員（丹治 充君）

ただ、機械警備に決まった経緯も当然あると思いますので、警備員や教員が対応することによって問題が出てこないかどうか、それも一つありますよね。

委員長（山城清邦君）

今現在、子供たちは校庭の中には入れているんですよ。

教育長（宮林 徹君）

そう、校庭で遊んでいるの。

委員（丹治 充君）

ただ、朝8時に来て、校庭で遊んでいようが、校舎の隅で遊んでいようが、学校の中に子供がいるということは管理責任が発生するのではないのでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

学校の中だからね。ただ、勤務時間中ではないんだけどね。

委員（丹治 充君）

例えば、早い時間帯に登校する子供たちに対応するというのであれば、教員の常態化した勤務体制ではないですよ。例えば日直の先生について、月に何回かイレギュラーな勤務時間を設定されているはず。一斉付与の原則は、適用されないでしょう。

指導担当部長（肝付俊朗君）

まあ、例外的な勤務の方法ですね。

委員（丹治 充君）

ただ、私はできると思います。今の労基法の中でも。

委員長（山城清邦君）

一斉付与というのは休憩時間のことですよ。

委員（丹治 充君）

そうです。教育現場については、一斉に与えられない場合が当然ありますから。

委員長（山城清邦君）

福祉現場、教育現場はみんなそうです。

委員（丹治 充君）

ええ。それは特例が認められていますよね。夏休みもまとめて取得できるようになったのではないですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

土曜出勤した際の対応ですね。土曜日に出勤したものについて週休日の振り替えをするというものです。

委員（丹治 充君）

できますよね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員（丹治 充君）

ということは、月に何回か、1時間繰り上げて勤務して、1時間早く終わるということをおこなうてはいけないと思うんです。

委員長（山城清邦君）

そうですね。

委員（丹治 充君）

振り替えは、長期休業中にだつてとることができると思います。

委員長（山城清邦君）

1年単位の变形労働になっているんですか、今。

先生たちの休暇というのは。年間を通して休みをとるといふ。

指導担当部長（肝付俊朗君）

いわゆる振りかえのことでしょうか。

委員長（山城清邦君）

振りかえのことです。

指導担当部長（肝付俊朗君）

前後何週間と決まっています、その間に振りかえをするようになっています。

委員長（山城清邦君）

そうなんですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員（丹治 充君）

実際、4週間で取得できていないのではないですか。

委員長（山城清邦君）

4週変形、1カ月変形とか、いろいろあるでしょう。

指導担当課長（西山豪一君）

前は2カ月、後が4カ月までに取得すればよかったですと思います。

指導担当部長（肝付俊朗君）

夏休みなどの長期休業中かかるように取得しなさいということでしょうね。

委員（丹治 充君）

通常、大体取得できると思います。

指導担当部長（肝付俊朗君）

ただ、それが時間単位でそれを充てられるかということは、記載がなかったかと思いません。

委員（丹治 充君）

ただ、通常、前もって超過するような勤務体制は組まないと思います。1時間早く出るから、1時間早く帰るといふ。

指導担当部長（肝付俊朗君）

振り替えるのではなく、その場でとるといふことですね。

委員（丹治 充君）

そうです。

教育長（宮林 徹君）

先生がそれでいいということになれば、それは学校の対応でできると思います。そうしないと、朝の時間帯というのは物すごく不安です。保護者も朝7時に子供を車から降ろして、心配じゃないのかなと思います。学校があいてないこと知っていると思うんですよ。それが、1人だけではなくて、全校合わせると1,180人いるんです。すごい人数ですよ。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

学校によって、児童生徒数の約半数が8時前に登校しているというのは驚きですね。

委員長（山城清邦君）

結構早く登校する子いますものね。

委員（丹治 充君）

教員が解錠しているんですよ。

指導担当部長（肝付俊朗君）

昇降口を開ける人は、その学校で違うと思います。大概副校長が開けている学校が多いと思います。

委員（丹治 充君）

大体職員ですよ。民間の業者が開けるわけじゃないですよ。

委員長（山城清邦君）

そうなんですか。先生方が交代で鍵やカードを持っているんですよ。

指導担当部長（肝付俊朗君）

管理職の先生は、出勤が非常に早いですから、そういう方々が開けるかと思えます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

校門は、特に閉められてないですよ。

教育長（宮林 徹君）

グラウンドの門は閉まってない。避難場所にも指定されているし。

指導担当部長（肝付俊朗君）

あきる野は空いているそうです。他の自治体では、校門に施錠をするところもあるんですが。

委員長（山城清邦君）

早く登校して来ている子供がいますし、校門を閉められませんよね。道路で待つようになっちゃいますし。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

各学校の先生方は、この状態ご存じだったんですよね。

委員長（山城清邦君）

知っているけど、改めて数字で見たらすごい話だった。ということじゃないでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

大騒ぎすることなんですよ。

委員長（山城清邦君）

おそらく現場の先生は慣れているんでしょうね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

子供たちがいっぱいいるのは当たり前のことなんですかね。

委員長（山城清邦君）

そういえば問題だなんていう認識なんじゃないでしょうか。

委員（宮田正彦）

五日市小学校は、正門と西門があって、裏手にも門が1つあります。入ろうと思えば、裏から回って行けば、校庭にもすぐ入れてしまいます。校舎に近い門は施錠ができますが、基本的には入ろうと思えば誰でも入れるような状態です。防犯カメラもないですし、何してもわからないと思います。五日市小学校に集まる人数がそれほど多くなかったの、あまり認識がなかったんですが、今回、人数の多さに驚いています。少人数で遊んでいるときや、集団登校する登校時とは違って、下校時は小さい子も1人で帰るので、その時間は危ないんだろうなどは以前から思っていました。子供からは、小学校では寒い中子供が待つのがおいそうだからと、8時ぐらいに校内に入れているという話も聞きましたが、各学校でおそらく違うんでしょうね。

委員（丹治 充君）

中学校は早いですよね。

教育長（宮林 徹君）

中学生の場合は、部活の朝練もありますしね。小学校1、2年生が朝7時に学校に置いてかれたんじゃない心配ですよ。保育園とは違いますもん。保育園は、早番の先生がいたりするけど。

委員長（山城清邦君）

結論はどういたしましょうか。

教育長（宮林 徹君）

結論は出ない。出ないけど、このことについて、私たちが意識しようということなんで

す。今まで全く認識していなかった。けども、その危険性をどうしても言いたかった。いろんなところで話題にしなが、学校訪問した際などに、質問してみたらいいんじゃないですかという話です。

委員長（山城清邦君）

これは、また折に触れて、また話題にして、何らかの方向性が出ないといけない話になってきたんじゃないかなという気がいたします。

以上でよろしいでしょうか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。それでは、教育長からの課題提起について、皆様からいろいろなご意見が出ました。私たちの気持ちの中に重くとめて、考えていきたいと思ひます。

それでは、最後に教育委員報告です。それでは、教育長からどうぞ。

教育長（宮林 徹君）

マールボロウの方が来ました。その間、ホストファミリーやあきる野市国際化推進青年の会の方々、あるいは学校関係の職員は大変だったと思ひますけれども、無事に帰国されました。帰国してから体調を崩したという報告もなくよかったと思ひます。

あとは、今月は台風18号と19号が上陸して、大変大きいという予報だったので、災害対策本部が2回設置されました。特にマールボロウの人たちが来て、ウエルカムパーティーをする予定の日に、急遽台風19号が上陸するというので、災対本部が設置されました。そして13日の夕方4時に私たちは招集をされて、一晩市役所の中において、翌日朝3時に解散しました。私も部長も課長も一晩中、災対本部に勤務していました。そんなことがありました。

それから、10月の後半になってから、地域懇談会があつて、実は昨夜も増戸地区でありました。22日は多西地区で地域懇談会がありました。地域懇談会で市の様子をお話ししますが、必ず教育委員会のコーナーもつくっていただいています。今回は、あきる野市のこれからの教育の中で、小中一貫教育を本格的に始めているという説明をさせていただいています。それぞれの地域の特性や学校でどんな力を育てたいのか、目指す子供像はどのようなのかということを考えながら、その地域の、多西村や増戸村の子供はどうしたらいいのか、小中9年間で育てますからという話をさせていただいています。

それと、今日丹治委員の2期目の任命式が午前中ありました。そんな1カ月でした。

以上です。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員、ホストファミリークラブの一員として何かありましたらどうぞ。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今教育長のほうからも報告がありましたが、台風が接近して、ウエルカムパーティーの開催が危ぶまれましたが、マールボロウの子供たちが「アナと雪の女王」の曲を日本語で練習してきて、ぜひ披露したいということでやりました。心配されたほど風雨もその時点では強くなく、無事開催できてよかったと思っております。関係された方、どうもありがとうございました。

マールボロウとの交流事業についてですが、本当に昨年、今年と向こうから来る子供たちも先生方も日本の文化、習慣を積極的に吸収しようという、姿勢が随分変わってきたなと感じます。また、こちらの受け入れ側の体制も各学校、副校長先生を中心にすごく頑張っていて、何とか自分の中学校になじんでもらえるような形で歓迎をいただいているようなので、その辺はすごく感謝したいと思います。

課題としては、今度の金曜日にこちらから派遣団が行きますが、どうしてもその時期だけの単発の事業という形になってしまっているのが現状だと思います。できれば継続的に1年間を通じて何か交流ができる形がとれば、生徒の英語に対するモチベーションや国際的な視野を広げる上でもすごく役に立つと思います。

ある方に、以前英語クラブや国際交流部などの部活動が各学校にあったというお話を伺いました。今の中学校にはそういった部活動があるようなお話は聞いていないので、もしできましたら、国際交流部や英語クラブを各学校に設置することが可能であれば、その部活動に入っている生徒だけでも、1年を通じて向こうとやりとりをして、来日したときにはこんなことをしてあげようとか、日本の文化を紹介しようとか、いろいろなやり方ができると思うので、各学校で検討していただければと思います。

委員長（山城清邦君）

メールを使えば簡単に交流はできますものね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

はい、そうですね。ただ、時差があるので、その場でのメール交換というのは難しいかと思います。あとは個人情報の管理の問題があるのかと。もちろん行った子と受け入れた子の個人的なメールのやりとりは続いてやっているようです。ただ、派遣されていない生徒が興味を持って向こうと何かをしたいと思っても、学校として方法がない状態だと思うんです。自分のクラスにマールボロウの子が来ていないと英語を話す機会がない。一回も話かけるチャンスがなかったという生徒の話も聞きます。もちろん仕方がないことだと思いますが、そういったような部活動があれば、また違ったアプローチもできていいのかなと思いました。

もう一つは、増戸地区と学校との合同防災訓練が10月25日にありました。小学校の参加は任意ということでしたが、80名ぐらい集まって、中学校は総合的な学習の時間として行ったので、2学年が全員集まって各自治会、地域の方と一緒に防災訓練を行いました。そのときに田島校長がおっしゃっていたのは、やはり増戸地区は、小学校、中学校とも防災についてとても先進的な取り組みをしているので、そういったことをほかの小中学校にも広めたい。だけど、それを広める、発表する、伝えていく場がないということでした。ぜひ他の小中学校に伝えていけるような機会を作って、あきる野市全ての学校に増戸地区が培ってきたノウハウを伝えることができると思います。ご配慮をよろしくお願いいたします。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

マールボロウの生徒たちが帰るときにお見送りに行けなくて申し訳なかったです。

ほかの委員さん、この1カ月の活動で何かありましたらどうぞ。

委員（丹治 充君）

私は、増戸小中学校の運動会です。いよいよ小中一貫が始まったなと思いました。子供の発達段階の違い等があってなかなか実施が難しいという職員のお話もありましたが、実際にやってみると、子供たちに縦の指導ができたり、特に保護者、父兄の参加が多いような気がしました。そういった意味では地域の活性化にもつながっていくのだなということに改めて感じた次第です。また、各地区の小中学校、やる気になると、文化祭でも作品を展示することによって発達段階の違いを明確に表現できるかと思います。そういった活動を今後期待して見ていきたいと、そんな感想を持ちました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

宮田委員、何かございますか。

委員（宮田正彦）

教育フォーラムがマールボロウの報告会の後にありました。教育フォーラムは、PTAの主催ということで、いろいろな先生が来てお話しをされるんですが、今年は特に大変よかったなと私は思いました。ぜひ子供たちに聞かせてあげたい話だと思いましたので、そういう機会があれば、ぜひお願いしたいと思います。

それから、今丹治委員がおっしゃったように、子供たちは学区や地域ごとではなく、当然つながっていると思います。その辺をもう少し、学校で小中学校の格差をなくして、更に交流を盛んにして、先生方も一緒に考えていただけるといいなと強く思いました。

あと、今日の午前中に五日市中の音楽会がありました。そこでの姿を見ると、いじめなんかないんだと思うんですが、おそらくいじめた子もいじめたとは思っていないんだと思います。音楽などで盛り立てて、自信をつけさせれば、そういうこともなくなるのかなという気がいたしました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

私のほうは、10月10日に教育委員会連合会の管外視察がございました。宮田委員と小林課長と森田さん、4人で茨城県まで行ってまいりました。帰りの道路が大変混みまして、立川に着いたのが8時近かったです。結構内容が盛りだくさんで、意外と科学技術館がつまらなかったと思いました。岩石の地質標本館が意外とおもしろかったです。それから、予科練の記念館ですね。あそこも大変勉強になりました。ありがとうございました。

それから、委員報告とは違うんですが、先ほども少し触れましたけども、財務省が予算の切り込みを相当してきて、文科省がそれに対してどう防戦したらいいか、文科省の大臣初め、例えばいじめ問題も全然改善していないじゃないかとか、40人学級に戻すなどと言っていますが、これは公式見解としてはどうなのでしょう。政治問題が絡むことですから、発言難しいかもしれないけども、やはり35人学級をやってきて40人学級に戻すのではないだろうと正直思いますし、そういったところの予算を削って未来をどうするんだろうと、何か暗たんたる気持ちになっていたんですが、いかがでしょうか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

本当に学校訪問などしていても、やはり40人近いと目が行き届かないと思います。

きめ細かい指導はなかなか難しいと思います。35人でも多いかなという印象です。

委員長（山城清邦君）

多いですね。35人でも多く感じますよね。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

そうですね。

教育長（宮林 徹君）

何をもって40人学級にすることが正義なのか。少なくとも私に言わせれば、それは論外だと思います。学級数を戻すと、学校の先生の定数を減らせて、約85億の削減になるとか言ってたよね。

委員長（山城清邦君）

そうですね、減らせるって言っていましたね。

教育長（宮林 徹君）

その85億を幼児教育の無償化に充てようっていうんだよね。

委員長（山城清邦君）

そちらへ補填しようという話なんですね。

教育長（宮林 徹君）

幼児教育の無償化もしてください、大いに。アベノミクスだと言うなら、こっちを削ってあっちへ持っていくなんてしないでいいんじゃないかと私は思います。都市教育長会なんかでも、この問題をどうするかというのは当然話題になるでしょう。それで、とても承服できないって東京から強く声を上げていくというぐらいの気概がなきゃいけないですよね。同時に教育委員会連合会も、こういうことに取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかと私は思うんです。

本当に、40人学級に戻しましょうという話はないと思います。3年生まで実施してくれというのを2年生まで維持していくとか、1年生だけにするというならまだしも、不登校やいじめが改善されてないないから、40人学級でいいんだという理屈は、ありえないと思います。

委員長（山城清邦君）

信じられないですね。

よく、適正規模が30人、または35人がいいのかと、よく教育の専門家の先生方も含めてかんかんがくがくやっていますが、どうなのでしょう。肝付部長は、適正規模というのは何人くらいとお考えですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

今のお話の中で、40人学級になれば、いじめの問題等、実態は見えづらくなりますよね。所見1つ書くのにも、相当に時間がかかります。子供の見取りは本当に難しくなると思います。

委員長（山城清邦君）

先程のチェックリストなんかもそうですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

やはり矛盾している話だと思います。よく見えているから、認知数が上がるわけで、それをもって35人学級の効果がないというのは極めておかしな話だと思います。学級数が多ければ、もしかしたら認知数が減るかもしれませんが。これは、教員の目が行き届かないから、潜在化して、数が減っているだけで、苦しむ子たちが見えなくなるんだと思います。

委員長（山城清邦君）

増えますよね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そういう意味では、やはりどれだけ子供一人一人に大人の目を行き届かせるかといったら、数が少ないほうがいいに決まっていると思います。30人がいいのか、35人がいいのかというと、なかなか難しい問題があると思います。私個人としては中学校籍ですから、ある程度の人数がいないと、行事も盛り上がらないなというのがございました。あと、歌を歌ってもやはり20人で歌うのと30人と歌うのでは、違いがございます。ある程度の集団の数は必要だなとは思いますが。ただ、それが40人がいいのかというと、それは違うと思います。

委員長（山城清邦君）

いろいろとありがとうございました。

ほかに何かございますか。

よろしいですか。

《はい》

委員長（山城清邦君）

それでは、教育委員報告は終了いたします。

今後の日程につきまして、事務局からご案内をお願いします。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきまして、ご案内をさせていただきます。10月31日金曜日はマールボロウ市への派遣団が出発しますので、午前11時30分から市役所1階のコミュニティーホールにおきまして、あきる野市中学生海外派遣団壮行会が開催をされます。11月15日土曜日でございますが、多西小学校の創立140周年記念式典が開催をされます。午前10時30分開式となりますので、よろしくお願ひいたします。なお、この日は多西小では午前8時35分から午前10時10分まで各教室におきまして学校公開を予定しているとのことでございます。11月22日土曜日でございますが、南秋留小学校の創立40周年記念式典が開催をされます。午前10時開式となりますので、よろしくお願ひいたします。続きまして、11月29日土曜日は五日市小学校の創立140周年記念式典が開催をされます。午後2時開式となりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、次回11月の定例会でございますが、11月26日水曜日午後2時から505会議室で開催をいたします。周年行事が3週連続で開催をされますので、お忙しいとは思いますが、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、あきる野市教育委員会10月の定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後3時40分